



福岡医発第594号（地）

令和3年5月24日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

（公印省略）

「社会医療法人の認定について」の一部改正について
—新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
救急医療等確保事業に係る業務の実績に係る要件の特例—

標記の件について、別添のとおり厚生労働省より日本医師会を通じて周知依頼がありました。

今般の改正は、令和3年1月13日付福岡医発第2652号（地）「令和3年度税制改正について」にてご案内したとおり、令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症の影響による救急患者等の減少により、社会医療法人の認定要件について、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが認められたことを受け、改正が行われた旨お知らせするものです。

改正の概要は以下のとおりです。

新型コロナウイルス感染症による影響の生じた会計年度の救急医療及び災害医療に係る実績について、現行の要件における基準値に新型コロナによる実績の落ち込みを踏まえた一定の減少割合を乗じ、3会計年度平均を算出した数値を特例的な基準値として設定することとされました。

併せて、救急医療、災害医療及びへき地医療の実施に当たって、患者や職員が新型コロナに罹患したこと等により行政機関からの要請を受けて医療機関全体や一部を休業した場合及びへき地診療所等への医師派遣やへき地における巡回診療の実施に当たって、感染防止のために国又は地方公共団体から自粛要請を受けて医師派遣や巡回診療を行うことができなかった場合には、休業した日数や自粛要請を受けた日数に相当する件数を認定要件における基準値から控除することとされました。

また、改正後の規定は、本告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和23年政令326号）第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第52条第1項の規定に基づく業務実績等の書類の届出であって、当該申請又は届出における実績に令和2年2月以降の月の分の実績を含む場合についても適用することとされました。

なお、本税制措置の詳細については税理士等の専門家に事前にご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた社会医療法人の認定要件の特例措置とし、本通知文の他に、以下の文書をご案内しておりますので、併せてご参照ください。

○令和3年4月1日付福県医発第5号（地）「新型コロナウイルスの影響に伴う社会医療法人における救急医療等確保事業の実施について」

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添文書）

- 「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）（日本医師会長宛添書、厚生労働省医政長）
- 「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）（各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長宛文書、厚生労働省医政局長）
- 厚生労働省告示第百五十八号（平成3年3月31日）
- 医療法施行令第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における実績期間に令和二年二月以降の月を含む場合における医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の読替え
- 「社会医療法人の認定について」の一部改正について（通知）（日本医師会長宛添書、厚生労働省医政局長）
- 「社会医療法人の認定について」の一部改正について（各都道府県知事宛文書、厚生労働省医政局長）

令和 3 年 4 月 6 日

都道府県医師会

会長 殿

公益社団法人日本医師会

会長 中川 俊男

(公 印 省 略)

「社会医療法人の認定について」の一部改正について

—新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

救急医療等確保事業に係る業務の実績に係る要件の特例—

この度、標記について、別添の通り、厚生労働省医政局長より「「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）」及び「「社会医療法人の認定について」の一部改正について」について本会に周知依頼がありましたので、通知文書等並びに資料を送付いたします。

今般の改正は、令和 2 年 12 月 23 日付け都道府県医師会長宛通知文「令和 3 年度税制改正について」（日医発第 1006 号）でご案内した通り、令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症の影響による救急患者等の減少により、社会医療法人の認定要件について、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが認められたことを受け、改正が行われたものです。

改正の概要は以下の通りです。

新型コロナウイルス感染症による影響の生じた会計年度の救急医療及び災害医療に係る実績について、現行の要件における基準値に新型コロナによる実績の落ち込みを踏まえた一定の減少割合を乗じ、3 会計年度平均を算出した数値を特例的な基準値として設定することとされました。

併せて、救急医療、災害医療及びへき地医療の実施に当たって、患者や職員が新型コロナに罹患したこと等により行政機関からの要請を受けて医療機関全体

や一部を休業した場合及びへき地診療所等への医師派遣やへき地における巡回診療の実施に当たって、感染防止のために国又は地方公共団体から自粛要請を受けて医師派遣や巡回診療を行うことができなかった場合には、休業した日数や自粛要請を受けた日数に相当する件数を認定要件における基準値から控除することとされました。

また、改正後の規定は、本告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 5 条の 5 の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第 52 条第 1 項の規定に基づく業務実績等の書類の届出であって、当該申請又は届出における実績に令和 2 年 2 月以降の月の分の実績を含む場合についても適用することとされました。

なお、本税制措置の詳細については税理士等の専門家に事前にご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた社会医療法人の認定要件の特例措置としまして、本通知文の他に、以下の文書をご案内しておりますので、併せてご参照ください。

○令和 3 年 3 月 5 日付け都道府県医師会担当理事宛通知文「新型コロナウイルスの影響に伴う社会医療法人における救急医療等確保事業の実施について」（税経 58）（地 550）

○令和 3 年 4 月 6 日付け都道府県医師会長宛通知文「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人が満たすべき要件について、及びオープン病院事業法人及び福祉病院事業法人が行う医療保健業で収益事業に該当しないものの要件について（通知）—新型コロナウイルス感染症対策に対応する補助金収入の特例的取り扱い—」（日医発第 14 号）

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会へ適宜周知方お願い申し上げます。

（別添文書）

- 「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）（日本医師会長宛添書、厚生労働省医政局長）

- 「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）（各都道府県知事・各保健所設置市長・各特別区長宛文書、厚生労働省医政局長）
- 厚生労働省告示第百五十八号（平成3年3月31日）
- 医療法施行令第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における実績期間に令和二年二月以降の月を含む場合における医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の読替え

- 「社会医療法人の認定について」の一部改正について（通知）（日本医師会長宛添書、厚生労働省医政局長）
- 「社会医療法人の認定について」の一部改正について（各都道府県知事宛文書、厚生労働省医政局長）

医政発 0331 第 3 号
令和 3 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を
改正する件」の告示について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（通知）

令和3年度税制改正の大綱（令和2年12月21日閣議決定）において、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる」とこととされました。これに基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第158号）が本日告示されました。

改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、貴職におかれては、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人（以下「社会医療法人」という。）の認定要件のうち救急医療等確保事業(※)に係る業務について、当該業務を行うための体制や当該業務の実績等に関し厚生労働大臣が定める基準に適合していることを要件として規定しており、この「厚生労働大臣が定める基準」は、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第119号）において定めている。

※ 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療

令和3年度税制改正の大綱において、社会医療法人の認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績に係る要件について、特例的な認定要件を設けるとされたことに基づき、所要の改正を行うもの。

第2 改正の主な内容

(1) 救急医療及び災害医療に係る実績要件について（第1条第3号ロ及び第2条第3号

イ関係)

新型コロナウイルス感染症による影響の生じた会計年度の救急医療及び災害医療に係る実績について、3会計年度に含まれる新型コロナウイルス感染症の影響を受けた月の数に応じて、現行の要件における基準値に新型コロナウイルス感染症による実績の落ち込みを踏まえた一定の減少割合を乗じ、3会計年度平均を算出した数値を特例的な基準値として設定する（別表1中欄及び別表2中欄）。

また、当該会計年度において患者や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により行政機関からの要請を受けて医療機関全体や一部を休業した場合について、休業日数の実績に値する数を控除した数値を特例的な基準値として設定する（別表1下欄及び別表2下欄）。

(2) ヘき地医療に係る実績要件について（第3条関係）

ヘき地医療の実施に当たって、感染防止のために国又は地方公共団体から自粛要請を受けて医師派遣や巡回診療を行うことができなかった場合について、休業した日数や自粛要請を受けた日数に相当する件数を認定要件における基準値から控除することとする。

第3 適用期日

令和3年4月1日

※ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号ハに規定する実績に令和2年2月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後告示の規定を適用する。

第4 関係通知の改正

改正告示の適用に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。

医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十八号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百十九号）の一部を次の表のように改正し、令和三年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に行われた医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出であつて、当該申請又は届出における法第四十二条の二第一項第五号ハに規定する実績に令和二年二月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後告示の規定を適用する。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

改正後	改正前
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における同法第四十二条の二第一項第五号ハに規定する実績に令和二年二月以降の月の分の実績を含む場合においては、第一条第三号中「七・五」とあるのは「国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、人によるものに限り。）の発生又はまん延に起因するものに限り。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数」と、同号ロ中「七百五十以上」とあるのは「別表一の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上」と、第二条第三号イ中「六百以上」とあるのは「別表二の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上」と	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項第五号の規定に基づき、医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。ただし、平成二十年度においては、第一条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」と、「七・五」とあるのは「二・五」と、「件数を三で除して得た数」とあるのは「件数」と、第四条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」と、「三以上」とあるのは「一以上」と、第五条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前会計年度」とし、平成二十一年度においては、第一条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前三会計年度」と、「七・五」とあるのは「五」と、「三で除して得た」とあるのは「二で除して得た」と、第四条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前三会計年度」と、「三以上」とあるのは「二以上」と、第五条第三号中「当該会計年度の前三会計年度」とあるのは「当該会計年度の前三会計年度」とする。

、第三条第一項第三号イ中「派遣日数を除く。」が五十三日」とあるのは「派遣日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、「診療日数を除く。」が五十三日」とあるのは「診療日数を除く。」が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数」と、同号ロ中「二百九日」とあるのは「二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日）を控除した日数」と、同条第二項第三号イ中「百六日」とあるのは「百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、同号ロ中「派遣日数に限る。」が百六日」とあるのは「派遣日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」と、「診療日数に限る。」が百六日」とあるのは、「診療日数に限る。」が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数」とする。

（救急医療に係る基準）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

（救急医療に係る基準）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）、又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行った件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ (略)

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三十三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数が七百五十以上であること。

(災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）、又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行った件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

イ (略)

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三十三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数（次条第三号イにおいて「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）が七百五十以上であること。

(災害時における医療に係る基準)

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が六百以上であること。
 ロ・ハ (略)

第三条～第五条 (略)

別表一

当該会計年度の前三会計年度の含まれる令和二年二月以降の月数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値(小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)
一月	七百四十八	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十八から控除した数
二月	七百四十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十六から控除した数
三月	七百四十五	国又は地方公共団体からの要請

- 一・二 (略)
- 三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。
 イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。
 ロ・ハ (略)

第三条～第五条 (略)

(新設)

八月	七月	六月	五月	四月	
七百三十六	七百三十七	七百三十九	七百四十一	七百四十三	
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百四十五から控除した数

九月	七百三十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十四から控除した数
十月	七百三十二	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十二から控除した数
十一月	七百三十	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三十から控除した数
十二月	七百二十九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十九から控除した数
十二月	七百二十七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十七から控除した数
十二月	七百二十五	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十五から控除した数

二十月	十九月	十八月	十七月	十六月	十五月
七百十四	七百十六	七百十八	七百二十	七百二十一	七百二十三
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十八から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百二十三から控除した数

二十六月	二十五月	二十四月	二十三月	二十二月	二十一月	
七百三	七百五	七百七	七百九	七百十一	七百十二	
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百五から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を七百十二から控除した数	を七百十四から控除した数

別表二				
当該会計年度の前三会計年度に含まれる令和二年二月以降の月数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十九から控除した数	一月	五百九十九
二月	五百九十七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十七から控除した数	二月	五百九十七
三月	五百九十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十六から控除した数	三月	五百九十六

(新設)

四月	五月	六月	七月	八月	九月
五百九十四	五百九十三	五百九十一	五百九十	五百八十九	五百八十七
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百九十から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十九から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十七から控除した数

十月	五百八十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十六から控除した数
十一月	五百八十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十四から控除した数
十二月	五百八十三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十三から控除した数
十二月	五百八十一	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十一から控除した数
十二月	五百八十	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百八十から控除した数
十二月	五百七十九	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十九から控除した数

二十月	五月七十一	五月七十三	五月七十四	五月七十六	五月七十七	を五百七十九から控除した数
十一月	五百七十	五百七十三	五百七十四	五百七十六	五月七十七	を五百七十九から控除した数
国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十一から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十三から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十四から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十六から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十七から控除した数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百七十九から控除した数	

二十二月	五百六十八	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十八から控除した数
二十三月	五百六十七	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十七から控除した数
二十四月	五百六十六	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十六から控除した数
二十五月	五百六十四	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十四から控除した数
二十六月	五百六十三	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に二を乗じて得た数を三で除して得た数を五百六十三から控除した数

◎ 医療法施行令第五条の五の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法第五十二条第一項の規定に基づく書類の届出における実績期間に令和二年二月以降の月を含む場合における医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の読替え

読替後	読替前
(救急医療に係る基準) 第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号に掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一・二 （略） 三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行った件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に、国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日数に〇・〇二を乗じて得た数を三で除して得た数を七・五から控除した数を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であるこ	(救急医療に係る基準) 第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の四第二項第五号に掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。 一・二 （略） 三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療の確保に必要な事業に係る業務を行う病院にあつては、当該会計年度の前三会計年度において当該病院が表示する診療時間以外の時間（深夜（午後十時から午前六時までの間をいう。以下同じ。）及び休日を除く。）、休日（深夜を除く。）又は深夜（以下「診療時間外等」という。）に精神疾患に係る診療を行った件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地の属する精神科救急医療圏（都道府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。）内の人口を一万で除して得た数に七・五を乗じて得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上であること。

と。

イ 当該会計年度の前三会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「診療報酬告示」という。）別表第一区分番号A000に掲げる初診料をいう。）及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合（次条第三号イにおいて「時間外等加算割合」という。）が百分の二十以上であること。

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三十三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数（以下「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）を三で除して得た数が、別表一の上欄に掲げる月数の区分に应じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が七百五十以上であること。

（災害時における医療に係る基準）

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に应じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数を三で除して得た数が、別表二の上欄に掲げる月数の区分

イ 当該会計年度の前三会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「診療報酬告示」という。）別表第一区分番号A000に掲げる初診料をいう。）及びこれに相当するものが算定された件数に占める診療時間外等において初診を行った場合に加算される当該加算及びこれに相当する加算の件数の割合（次条第三号イにおいて「時間外等加算割合」という。）が百分の二十以上であること。

ロ 当該会計年度の前三会計年度における夜間（午後六時から翌日の午前八時までの間（休日を除く。）をいう。）又は休日に救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成十九年法律第百三十三号）第二条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる傷病者の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数（次条第三号イにおいて「夜間等救急自動車等搬送件数」という。）が七百五十以上であること。

（災害時における医療に係る基準）

第二条 法第三十条の四第二項第五号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に应じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が百分の十六以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。

に応じて、それぞれ同表の中欄（当該会計年度の前三会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、当該会計年度の前三会計年度のうち少なくとも一会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が六百以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ 都道府県又は国から災害派遣医療チームの派遣の要請があった場合に、これを拒否したことがないこと。ただし、要請を拒否したことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が次のいずれかに該当すること。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該へき地病院が次に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数を除く。）が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日）を控除した日数以上であること又はへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該へき地病院が同項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受け

ロ 当該会計年度の前会計年度において都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ 都道府県又は国から災害派遣医療チームの派遣の要請があった場合に、これを拒否したことがないこと。ただし、要請を拒否したことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（へき地の医療に係る基準）

第三条 法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院又は診療所が次のいずれかに該当すること。

イ へき地病院にあつては、当該会計年度の前会計年度において、へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数（当該へき地病院が次に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。）が五十三日以上であること又はへき地における巡回診療の延べ診療日数（当該へき地病院が同項に定める基準に係るへき地医療拠点病院である場合にあっては、同項第三号ロの当該業務を行う病院から医師の派遣を受け

て行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数を除く。)が五十三日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数(当該日数が一月当たり四日を超える場合は、当該月については四日)を控除した日数以上であること。

ロ へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日から国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数(当該日数が一月当たり十七日を超える場合は、当該月については十七日)を控除した日数以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、当該業務を行う病院から当該へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数(当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日)を控除した日数以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数(当該日数が一月当たり九日を超

ロ へき地診療所にあつては、当該会計年度の前会計年度において、診療日が二百九日以上であること。

2 当該業務を行う病院からその所在地の都道府県内のへき地医療拠点病院に医師を派遣し、かつ、当該へき地医療拠点病院から当該都道府県内のへき地診療所に医師を派遣し、又は当該へき地医療拠点病院が当該都道府県内のへき地における巡回診療を行う場合においては、法第三十条の四第二項第五号ハに掲げるへき地の医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、前項の基準にかかわらず、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

三 当該業務の実績 医師の延べ派遣日数又はへき地における巡回診療の延べ診療日数が、次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前会計年度において、当該業務を行う病院から当該へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数が百六日以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)が百六日以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数(当該業務を行う病院から医

える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること又は当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数（当該業務を行う病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日から国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数（当該日数が一月当たり九日を超える場合は、当該月については九日）を控除した日数以上であること。

（読み替えず）

（読み替えず）

師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。）が百六日以上であること。

（周産期医療に係る基準）

第四条 法第三十条の四第二項第五号二に掲げる周産期医療の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一・二 （略）

三 当該業務の実績 当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 当該会計年度の前三会計年度における分娩べんの実施件数を三で除して得た数が五百以上であること。

ロ 当該会計年度の前三会計年度における救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプター及びこれに準ずるヘリコプターによる妊婦、産婦又はじよく婦の搬送を受け入れた件数を三で除して得た数が十以上であること。

ハ 当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号A237に掲げるハイリスク分娩べん管理加算及びこれに相当する加算の件数が三以上であること。

（小児医療に係る基準）

第五条 法第三十条の四第二項第五号ホに掲げる小児医療（小児救急医療を含む。以下同じ。）の確保に必要な事業に係る業務についての法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ当該各号に定めるとおりとする。

	一・二（略） 三 当該業務の実績 当該病院において当該会計年度の前三会計年度における診療報酬告示別表第一区分番号A000に掲げる初診料の注6、注7及び注8に掲げる六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算、これに相当する加算及びこれに相当する診療の件数に占める診療時間外等において六歳未満の乳幼児に対する初診を行った場合に加算される当該加算、これに相当する加算及びこれに相当する診療の件数の割合が百分の二十以上であること。

医政発 0331 第 18 号
令和 3 年 3 月 31 日

公益社団法人 日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「社会医療法人の認定について」の一部改正について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「社会医療法人の認定について」の一部改正について

令和 3 年度税制改正の大綱（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、「社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加する見直しが行われた後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる」とこととされました。これに基づき、当該要件を定めた厚生労働省告示の改正を行い、その内容については、本日付で「医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準の一部を改正する件」の告示について（令和 3 年医政発 0331 第 3 号厚生労働省医政局長通知）」において通知したところです。

これを受けて、「社会医療法人の認定について（平成 20 年 3 月 31 日医政発第 0331008 号）」について、別添のとおり改正し、原則として本年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めるとともに、遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

第 1 改正の内容について

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年医政発第 0331008 号）

- | | |
|---------------------------|------|
| ・別添 1 の一部改正 | 別紙 1 |
| ・添付書類 1 - 2（救急医療）の一部改正 | 別紙 2 |
| ・添付書類 1 - 3（精神科救急医療）の一部改正 | 別紙 3 |
| ・添付書類 3 - 1（へき地医療）の一部改正 | 別紙 4 |
| ・添付書類 3 - 2（へき地医療）の一部改正 | 別紙 5 |
| ・添付書類 3 - 3（へき地医療）の一部改正 | 別紙 6 |
| ・添付書類 3 - 4（へき地医療）の一部改正 | 別紙 7 |
| ・添付書類 3 - 5（へき地医療）の一部改正 | 別紙 8 |

第2 施行期日等

上記の改正通知は本年4月1日より適用する。ただし、本通知の適用前に行われた医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は社会医療法人による医療法（昭和23年法律第205号。）第52条第1項の規定に基づく書類の届出であって、当該申請又は届出における同法第42条の2第1項第5号八に規定する実績に令和2年2月以降の月の分の実績を含むものについては、改正後通知の規定を適用する。

○「社会医療法人の認定について」（平成 20 年 3 月 31 日医政発 0331008 号）別添 1 の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績	業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	（略）	（略）	1 又は 2 の基準に該当すること。 1 . （略） 2 . 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を<u>3 で除した数</u>が 7 5 0 件以上であること。 「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した 3 会計年度における夜間（午後 6 時から翌日の午前 8 時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日、年末年始の日（1 月 1 日を除く 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数（災害医療においても同じ。）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 1 9 年法律第 1 0 3 号）第 2 条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。	救急医療	（略）	（略）	1 又は 2 の基準に該当すること。 1 . （略） 2 . 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数が 7 5 0 件以上であること。 「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した 3 会計年度における夜間（午後 6 時から翌日の午前 8 時までをいうものとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日、年末年始の日（1 月 1 日を除く 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日まで）及び土曜日又はその振替日）における救急自動車等による搬送を受け入れた件数を<u>3 で除した数</u>（災害医療においても同じ。）をいう。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 1 9 年法律第 1 0 3 号）第 2 条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。

	精神科 救急医 療の場 合	(略)	(略)	(略)
災害医療	(略)	(略)	次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算 割合が16%以上、又は夜間等救 急自動車等搬送件数を3で除し た数が600件以上であること。 2・3 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

(備考)
(削除)

	精神科 救急医 療の場 合	(略)	(略)	(略)
災害医療	(略)	(略)	次の基準のすべてに該当すること。 1. 当該病院において時間外等加算 割合が16%以上、又は夜間等救 急自動車等搬送件数が600件 以上であること。 2・3 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	

(備考)

- 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間に医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請する場合
次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞ
れ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度 件数を3で除した件数	直近に終了した会計年度 件数
	精神科救 急医療の 場合	直近に終了した3会計年度 人口1万人対7.5件以上 人口1万人対2.5件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度 件数を3で除した件数	直近に終了した会計年度 件数
	3件以上	1件以上
小児救急医 療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した会計年度

- 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの期間に医療法第52条
第1項の規定により社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類を届け出
る場合又は医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人の認定を申請
する場合
次の表の業務の区分に掲げる当該業務の実績欄に掲げる字句ものは、それぞ
れ同表右欄の字句と読み替える。

業務の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
救急医療	直近に終了した3会計年度 件数を3で除した件数	直近に終了した2会計年度 件数を2で除した件数
	精神科救	直近に終了した3会計年度 直近に終了した2会計年度

- 医療法施行令第5条の5の規定に基づく社会医療法人に係る認定の申請又は医療法第52条第1項の規定による社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類の届出における実績に令和2年2月以降の月の分の実績を含む場合
救急医療、災害医療及びへき地医療については以下の基準とする（特例部分は太字）。

業務の区分	当該業務を行う病院又は診療所の構造設備	当該業務を行うための体制	当該業務の実績
救急医療	次の基準に該当すること。 当該病院が救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び専用病床（専ら救急患者のために使用される病床をいう。）又は優先的に使用される病床（専用病床を有	次の基準のすべてに該当すること。 1．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において救急医療の確保に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されている	1又は2の基準に該当すること。 1．当該病院において時間外等加算割合が20％以上であること。 「時間外等加算割合」とは、直近に終了した3会計年度（医療法上の会計年度をいう。以下同じ。）における次に掲げる算定件数（療養の給付及び公費負担医療の費用に関する請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める方法により審査支払機関に請求を行い、支払を受けた件数をいう。以下同じ。）の合計の初診料算定件数に占める割合（災害医療においても同じ。）をいう。 診療時間以外の時間（休日及び深夜（午後10時から翌日の午前6時までをいう。以下同じ。）を除く。）において初診を行った場合の時間外加算の算定件数 休日（深夜を除く。）において

急医療の場合	人口1万人対7.5件以上	人口1万人対5.0件以上
周産期医療	直近に終了した3会計年度件数を3で除した件数	直近に終了した2会計年度件数を2で除した件数
	3件以上	2件以上
小児救急医療	直近に終了した3会計年度	直近に終了した2会計年度

（新設）

	していないが、救急患者のために一定数確保されている病床をいう。)を有していること。	こと。 2. 当該病院において救急患者に対し医療を提供する体制(いわゆるオンコール体制も含む。)を常に確保していること。	初診を行った場合の休日加算の算定件数 深夜において初診を行った場合の深夜加算の算定件数 時間外加算の特例の適用を受ける保険医療機関が初診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数 2. 当該病院において夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が、別表1(*1)の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄(直近に終了した3会計年度に国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。))を受けて休業した日がある場合は下欄)に掲げる基準値以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が750件以上であること。 「夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。)及び休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、年末年始の日(1月1日を除く)12月29日から1月3日まで)及び土曜日又はその振替日)における救急自動車等による搬送を受け入れた件数をいう。また、「1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数」とは、直近に終了した3会計年度のうちのいずれかの1会計年度における夜間及び休日における救急自動車等による搬送を受け入れ	
--	--	--	---	--

			<u>た件数をいう（災害医療においても同じ。）。なお、「救急自動車等による搬送」とは、救急自動車及びこれに準ずる車両並びに救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成１９年法律第１０３号）第２条に規定する救急医療用ヘリコプター（以下「救急医療用ヘリコプター」という。）及びこれに準ずるヘリコプターによる搬送をいう。</u>	
<u>精神科救急医療の場合</u>	<u>次の基準に該当すること。</u> <u>当該病院が精神科救急医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、保護室、面会室等）を有していること。</u>	<u>次の基準のすべてに該当すること。</u> <u>１．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</u> <u>２．当該病院が精神保健及び精神障害</u>	<u>次の基準に該当すること。</u> <u>当該病院において直近に終了した３会計年度における精神疾患に係る時間外等診療件数が、当該病院の所在地が属する精神科救急医療圏内の人口１万人対（７．５—国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数×０．０２÷３）件以上であること。</u> <u>「時間外等診療件数」とは、次に掲げる算定件数の合計をいう。</u> <u>診療時間以外の時間（休日及び深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の時間外加算の算定件数（患者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められて指示した場合に算定することができる再診料の件数は除く。からまでにおいても同じ。）</u> <u>休日（深夜を除く。以下同じ。）において初診又は再診を行った場合の休日加算の算定件数</u> <u>深夜において初診又は再診を行った場合の深夜加算の算定件数</u> <u>時間外加算の特例の適用を受</u>	

			<u>者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。</u>	<u>ける保険医療機関が初診又は再診を行った場合の当該時間外加算の特例の算定件数</u> <u>なお、～以外であって、診療時間以外の時間、休日又は深夜における初診又は再診に引き続いて入院した患者数についても、「時間外等診療件数」に含めること。</u> <u>精神科救急医療圏内の人口は、直近に公表された国勢調査又は人口推計年報（総務省統計局）による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数をいう。</u>	
災害医療	<u>次の基準のすべてに該当すること。</u> <u>1．当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる施設（診療に必要な施設は耐震構造を有すること。）をすべて有していること。</u> <u>(1) 集中治療室</u> <u>(2) 診療部門（診察室、手術室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調</u>	<u>次の基準のすべてに該当すること。</u> <u>1．当該病院の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画において災害医療の確保に関する事業に係る医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。</u> <u>2．当該病院におい</u> <u>て救急患</u>	<u>次の基準のすべてに該当すること。</u> <u>1．当該病院において時間外等加算割合が16％以上、又は夜間等救急自動車等搬送件数を3で除した数が、別表2（＊2）の上欄に掲げる月数の区分に応じて、それぞれ同表の中欄（直近に終了した3会計年度に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は下欄）に掲げる基準値以上であり、かつ、直近に終了した3会計年度のうち少なくとも1会計年度における夜間等救急自動車等搬送件数が600件以上であること。</u> <u>2．当該病院に勤務する職員が直近に終了した会計年度において、次に掲げる訓練又は研修に参加していること。</u> <u>(1) 都道府県又は国が実施する防災訓練</u> <u>(2) 国が実施する災害派遣医療チーム（DMAT）研修</u> <u>3．過去において、災害時における都道府県又は国からの災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請を拒否しなかったこと。ただし、やむを</u>		

	剤所等） 及び病室 (3) 備蓄倉庫 2. 当該病院が災害医療施設として必要な次に掲げる設備をすべて有していること。 (1) 簡易ベッド (2) 携帯用医療機器 (3) 食料、飲料水及び医薬品等の物資 (4) 自家発電装置 (5) トリアージタッグ (6) 救急用自動車 (7) 広域災害・救急医療情報システムの端末 3. 当該病院の敷地内又は近接地にヘリコプターの離発着場を確保していること。	者に対し医療を提供する体制（いわゆるオンコール体制も含む。）を常に確保していること。 3. 厚生労働省に登録された災害派遣医療チーム（DMAT）を有していること。	得ない理由があると認められるときは、この限りでない。	
--	---	---	-----------------------------------	--

へき地医療「へき地」とは、へき地保健医療対策実施要綱（平成13年医政発第529号）に基づくへき地をいう。	1又は2の基準に該当すること。 1．当該病院がへき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）及び病室を有していること。 また、必要に応じ、医師住宅又は看護師住宅を有していること。 2．当該診療所がへき地診療所（へき地保健医療対策実施要綱に基づくへき地診療所をいう。）として必要な診療部門（診察室、処置室等）を有していること。 また、必要に応じ、	次の基準に該当すること。 当該病院又は診療所の名称がその所在地の都道府県が定める医療計画においてへき地医療の確保に関する医療連携体制に係る医療提供施設として記載されていること。 なお、へき地診療所を開設する医療法人が当該へき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合にあっては、当該すべての病院	へき地医療施設が病院の場合、1、2又は3の基準に該当すること。この場合において、医師の延べ派遣日数及び巡回診療の延べ診療日数について、同日同場所に派遣され又は巡回する医師が複数の場合には、複数の派遣又は巡回が適切な状況で行われているかどうかについて確認し、短時間である等必要と判断する場合には、単数による派遣又は巡回として取り扱うこと。 1．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該病院が所在する都道府県内のへき地に所在する診療所に限る。）に対する医師の延べ派遣日数（派遣日数を医師数で乗じた日数をいう。）が（53 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。 派遣を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。 2．当該病院において直近に終了した会計年度におけるへき地（当該病院が所在する都道府県内のへき地に限る。）における巡回診療の延べ診療日数（診療日数を医師数で乗じた日数をいう。）が（53 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。 巡回診療を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。 3．当該病院において直近に終了した	
---	---	---	---	--

	医師住宅又は看護師住宅を有していること。	に お い て、へき地の患者を受け入れるための病室その他へき地医療施設として必要な診療部門（診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所等）を有し、かつ、へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。 また、へき地医療拠点病院に医師を派遣する当該病院にあっては、当該病院において、当該へき地医療拠点	会計年度におけるへき地医療拠点病院(当該病院が所在する都道府県内のへき地医療拠点病院に限る。)に対する医師の延べ派遣日数(診療日数を医師数で乗じた日数をいう。)(<u>106 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数</u>)人日以上であること、かつ、当該へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所に対する医師の延べ派遣日数に限る。)(<u>106 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数</u>)人日以上であること、又は当該へき地医療拠点病院のへき地における巡回診療の延べ診療日数(当該病院から医師の派遣を受けて行われた当該へき地医療拠点病院の当該へき地における巡回診療の延べ診療日数に限る。)(<u>106 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日数</u>)人日以上であること。 <u>それぞれ、医師の派遣を行うことができなかった日数又は巡回診療を行うことができなかった日数が1月当たり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。</u> この場合において、当該病院から当該へき地医療拠点病院に派遣される医師の診療科と、当該へき地医療拠点病院から当該へき地診療所へ派遣される医師及び当該へき地	
--	-----------------------------	---	--	--

		点病院が医師を派遣する当該へき地診療所に係るへき地の患者及び当該へき地医療拠点病院が巡回診療を行う当該へき地の患者を受け入れる体制を常に確保していること。	における巡回診療を行う医師の診療科は同一であることが望ましい。 へき地診療所の場合、次の基準に該当すること。 当該へき地診療所において直近に終了した会計年度における診療日が(209 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数)日以上であること。 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数が1月当たり17日を超える場合は、その月については当該日数を17日として計算することとする。
--	--	--	--

* 1 別表1

直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降の月数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値(小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)
1月	748	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を748から控除した数
2月	746	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を746から控除した数
3月	745	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を745から控除した数
4月	743	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を743から控除した数

<u>5月</u>	<u>7 4 1</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 4 1から控除した数
<u>6月</u>	<u>7 3 9</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 9から控除した数
<u>7月</u>	<u>7 3 7</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 7から控除した数
<u>8月</u>	<u>7 3 6</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 6から控除した数
<u>9月</u>	<u>7 3 4</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 4から控除した数
<u>10月</u>	<u>7 3 2</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 2から控除した数
<u>11月</u>	<u>7 3 0</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 3 0から控除した数
<u>12月</u>	<u>7 2 9</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 9から控除した数
<u>13月</u>	<u>7 2 7</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 7から控除した数
<u>14月</u>	<u>7 2 5</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 5から控除した数
<u>15月</u>	<u>7 2 3</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 3から控除した数
<u>16月</u>	<u>7 2 1</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 1から控除した数
<u>17月</u>	<u>7 2 0</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 2 0から控除した数

<u>1 8 月</u>	<u>7 1 8</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 1 8から控除した数
<u>1 9 月</u>	<u>7 1 6</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 1 6から控除した数
<u>2 0 月</u>	<u>7 1 4</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 1 4から控除した数
<u>2 1 月</u>	<u>7 1 2</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 1 2から控除した数
<u>2 2 月</u>	<u>7 1 1</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 1 1から控除した数
<u>2 3 月</u>	<u>7 0 9</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 0 9から控除した数
<u>2 4 月</u>	<u>7 0 7</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 0 7から控除した数
<u>2 5 月</u>	<u>7 0 5</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 0 5から控除した数
<u>2 6 月</u>	<u>7 0 3</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を7 0 3から控除した数
* 2 別表2		
直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降の月数	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がない場合の基準値	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）
<u>1 月</u>	<u>5 9 9</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を5 9 9から控除した数
<u>2 月</u>	<u>5 9 7</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得

		た数を597から控除した数	
<u>3月</u>	<u>596</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を596から控除した数	
<u>4月</u>	<u>594</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を594から控除した数	
<u>5月</u>	<u>593</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を593から控除した数	
<u>6月</u>	<u>591</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を591から控除した数	
<u>7月</u>	<u>590</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を590から控除した数	
<u>8月</u>	<u>589</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を589から控除した数	
<u>9月</u>	<u>587</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を587から控除した数	
<u>10月</u>	<u>586</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を586から控除した数	
<u>11月</u>	<u>584</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を584から控除した数	
<u>12月</u>	<u>583</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を583から控除した数	
<u>13月</u>	<u>581</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を581から控除した数	
<u>14月</u>	<u>580</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を580から控除した数	
<u>15月</u>	<u>579</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得	

		た数を579から控除した数	
<u>16月</u>	<u>577</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を577から控除した数	
<u>17月</u>	<u>576</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を576から控除した数	
<u>18月</u>	<u>574</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を574から控除した数	
<u>19月</u>	<u>573</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を573から控除した数	
<u>20月</u>	<u>571</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を571から控除した数	
<u>21月</u>	<u>570</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を570から控除した数	
<u>22月</u>	<u>568</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を568から控除した数	
<u>23月</u>	<u>567</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を567から控除した数	
<u>24月</u>	<u>566</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を566から控除した数	
<u>25月</u>	<u>564</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を564から控除した数	
<u>26月</u>	<u>563</u>	国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数に2を乗じて得た数を3で除して得た数を563から控除した数	

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類1-2（救急医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
〔夜間等救急自動車等搬送件数〕	〔夜間等救急自動車等搬送件数〕
消防機関の救急自動車による搬送件数	消防機関の救急自動車による搬送件数
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数
ヘリコプターによる搬送件数	ヘリコプターによる搬送件数
合 計	合 計
3会計年度平均	3会計年度平均
直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月以降の月数	（新設）
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限り、以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値（別添1中別表1中欄又は別表2中欄参照）	（新設）
直近に終了した3会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（ ）	（新設）
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（ - ×2÷3 ）	（新設）
（記載上の注意事項）	（記載上の注意事項）
○ 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。	○ 直近に終了した3会計年度における夜間（午後6時から翌日の午前8時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
-------------------	---

（新設）

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

（自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
（新設）	（新設）

（自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
（新設）	（新設）

（自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日）

消防機関の救急自動車による搬送件数	件
-------------------	---

医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
合計	件

（合計）
（略）

医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	件
ヘリコプターによる搬送件数	件
（新設）	（新設）

（合計）
（略）

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類1 - 3（精神科救急医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
〔精神科救急医療圏〕		〔精神科救急医療圏〕	
精神科救急医療圏名	人 口	精神科救急医療圏名	人 口
	人(統計表名)		人(統計表名)
人口1万人対時間外等診療件数(/ ×10,000)	人	人口1万人対時間外等診療件数(/ ×10,000)	人
国又は地方公共団体からの要請(新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。)を受けて休業した日数()	— 日	(新設)	(新設)
<u>7 . 5 - × 0 . 0 2 ÷ 3</u>		(新設)	(新設)
(記載上の注意事項)			
○ 直近に公表された国勢調査又は人口推計年報(総務省統計局)による都道府県又は市区町村別の人口総数の合計数を記載すること。			
国又は地方公共団体からの要請により休業した日数		(新設)	
期間	日数		
年 月 日 ~ 年 月 日	日		
年 月 日 ~ 年 月 日	日		
年 月 日 ~ 年 月 日	日		
年 月 日 ~ 年 月 日	日		
年 月 日 ~ 年 月 日	日		
年 月 日 ~ 年 月 日	日		
通算日数	日		

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3-1（へき地医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕 （略） 〔<u>国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合</u>〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th><th>日 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>通算日数</td><td>日</td></tr> </tbody> </table> 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。 <u>国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）</u>	期 間	日 数	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	通算日数	日	〔へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数〕 （略） （新設） 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。
期 間	日 数																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
通算日数	日																

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3-2（へき地医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕 （略） 〔<u>国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合</u>〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th><th>日 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>通算日数</td><td>日</td></tr> </tbody> </table> 「延べ診療日数」の合計欄は、53人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数は除く。）であること。<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて巡回診療を行うことができなかった日がある場合は、（53 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の巡回診療を行うことができなかった日数）人日以上であること。（巡回診療を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）</u>	期 間	日 数	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	通算日数	日	〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕 （略） （新設） 「延べ診療日数」の合計欄は、53人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地における巡回診療の延べ診療日数は除く。）であること。
期 間	日 数																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
通算日数	日																

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3-3（へき地医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
〔へき地診療所診療日数〕 （略） （記載上の注意事項） - 直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。 <u>添付資料</u> - へき地診療所診療日明細表 〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th><th>日 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>通算日数</td><td>日</td></tr> </tbody> </table> — 「診療日数（年間）」は、209日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合は、（209 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数）日以上であること。（休業した日数が1月あたり17日を超える場合は、その月については当該日数を17日として計算することとする。）	期 間	日 数	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	通算日数	日	〔へき地診療所診療日数〕 （略） （記載上の注意事項） - 直近に終了した会計年度におけるへき地診療所の診療日数等を記載すること。 <u>添付資料</u> - へき地診療所診療日明細表 （新設）
期 間	日 数																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
通算日数	日																

- 医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3 - 4（へき地医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕 （略） 〔<u>国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合</u>〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th><th>日 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>通算日数</td><td>日</td></tr> </tbody> </table> 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（106 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。）</u> （略） 〔へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数〕 （略） 〔<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日</u>	期 間	日 数	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	通算日数	日	〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕 （略） （新設） 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。 （略） 〔へき地医療拠点病院からへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数〕 （略） （新設）
期 間	日 数																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
通算日数	日																

がある場合]

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

「医師の延べ派遣日数」の（純増 人日）の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（106 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。）

「医師の延べ派遣日数」の（純増 人日）の合計欄は、106 人日以上であること。

○医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類（「社会医療法人の認定について」（平成20年3月31日医政発0331008号）添付書類3-5（へき地医療））の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前																
〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕 （略） 〔<u>国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合</u>〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th><th>日 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>年 月 日～ 年 月 日</td><td>日</td></tr> <tr> <td>通算日数</td><td>日</td></tr> </tbody> </table> 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（106 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。）</u> （略） 〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕 （略） 〔<u>国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合</u>〕	期 間	日 数	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	年 月 日～ 年 月 日	日	通算日数	日	〔へき地医療拠点病院に対する医師の延べ派遣日数〕 （略） （新設） 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106人日以上であること。 （略） 〔へき地に対する巡回診療の延べ診療日数〕 （略） （新設）
期 間	日 数																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
年 月 日～ 年 月 日	日																
通算日数	日																

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	日

「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（106 - 国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり9日を超える場合は、その月については当該日数を9日として計算することとする。）

「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、106 人日以上であること。